

平成29年教育福祉常任委員会概要記録

(会期中)

○会議日時 平成29年12月7日(木) 午前9時30分～午後2時3分

○場 所 議会特別会議室

委員の出欠状況 (出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	小谷野 晴 夫	副委員長	○	塚 原 良 子
委 員	○	柳 田 柳太郎	委 員	○	高 橋 芳 市
〃	○	野 田 善 一	〃	○	高 山 利 夫
			出席 6人 欠席 0人		

説明のために出席した者			
職	氏名	職	氏名
健康福祉部長	山中 宏 美	教育次長	坪 山 仁
社会福祉課長	手 塚 均	こども福祉課長	落 合 好 枝
高齢福祉課長	小 川 幸 男	健康増進課長	大 島 浩 司
教育総務課長	小谷野 雅 美	学校教育課長	海 老 原 忠
生涯学習文化課長	近 藤 善 昭	文化財課長	山 口 耕 一
スポーツ振興課長	北 條 均		

事務局			
職	氏名	職	氏名
事務局 長	星 野 登	議 事 課 長	五 月 女 治

○議員傍聴者 村尾光子議員、磯辺香代議員、石田陽一議員、中村節子議員

○一般傍聴者 1名

1. 開会

2. あいさつ 小谷野晴夫 委員長

3. 概要録署名委員 野田善一 委員

4. 事件

(1) 付託事件審査について

議案第63号 平成29年度下野市一般会計補正予算（第5号）【所管関係部分】

質疑・意見

[歳出]

3款1項 社会福祉費

- 高橋委員：障がい学習支援事業なのか、一下野市では小学校に何人か車いすの児童を受け入れているが、その支援は学校教育課でやるのか。学年ごとに教室が2階・3階と上がっていくと思うが、車イスで2階・3階まで上がっていくための支援対策については、今後どのようにしていくのか。家族に負担をかけるのか伺う。
- 社会福祉課長：子どもの学習支援事業は、委員が言われた車イスの支援とは異なる事業である。こちらは社会福祉事業の生活困窮事業の位置付けになっているため、その事業内容となる。
- 高橋委員：学校での車いすの障がい者に対する支援は、学校教育課でやるということか。
- 社会福祉課長：この事業は、教育委員会の事業ではないということである。
- 高橋委員：教育委員会のほうではないのだが、学校での車いすの障がい者に対する関係は一下野市に車いすで行動している人が何人いて、その支援に車いすごと上がれるような支援にするのかどうか。
- 小谷野委員長：今回の補正予算には関連していないが、後日障がいのある子どもの受け入れ状況等、市内の小学校で車いすを必要とする子供に対する支援の方法や市内のどこの小学校に何名というような資料を、後で提出していただければと思う。よろしく願います。

3款1項1目 社会福祉総務費

- 野田委員：社会福祉総務費の、先ほど話題になった子どもの学習支援事業で委託料として54万円が計上されているが、委託先はどこか。学習支援事業において講師の確保が非常に難しいやに聞いておるが、その辺の事実関係も含めて答弁いただきたい。
- 社会福祉課長：今年からNPO法人ポポの樹へ委託している。講師の確保については、NPO法人で抱えている講師を充てている。
- 野田委員：NPO法人ポポの樹へ委託しているということだが、この法人は、今まで実績を上げているのか。この事業に対して確実にその実を上げているかどうかについてもお答えいただければと思う。

- 社会福祉課長：NPO法人の実績であるが、今年度立ち上げた団体であり今のところ実績はない。組織の構成として、元学校の先生、大学医療法人の先生等が組織を組んでいるので、学習についてはかなりベテランの方がいらっしゃるということである。総勢12～13名の構成員ということで、また大学からボランティアとして学生に講師として来ていただいております、教育環境ではかなり充実している。

3款1項2目 障がい福祉費

- 塚原副委員長：歳入で地域生活支援事業補助金が国庫補助金107万9,000円、県補助金18万8,000円が計上されている。一方、歳出では障がい者地域生活支援事業に計上されている額は107万8,000円で、1,000円はどこに行っているのか。国庫補助金と県補助金はどの事業に充当されているのか伺う。また、同事業の手話通訳者謝礼として報償費が98万7,000円追加されているが、当初予算では34万2,000円を計上していた。大きくふえた理由を伺う。
- 社会福祉課長：歳入の国庫補助金と県補助金は同一の事業であり、補助率は国が35%、県がその半分の17.5%となっている。歳出については、障がい者地域生活支援事業である。手話通訳者謝礼の今回の増額についてであるが、耳が不自由な方が社会参加のため自動車教習所に通っており、手話通訳者が同行している。その方は知的障害もあり、通訳者1名では足りないということで常時2名が同行している。そのため、同行回数が極端にふえたということが要因としてあげられる。また、病院に頻繁に通院している難聴者の方もおり、診療の際に通訳者が必要であり利用があった。このようなことが重なった結果、当初予算の額に不足が生じたということである。
- 健康福祉部長：国庫補助金が107万9,000円、歳出に107万8,000円と、たまたま同じような数字が出ているが、先ほど課長が説明したとおり、障がい者地域生活支援事業での手話通訳の報償費と費用弁償が107万8,000円、国の補助率は35%で37万7,000円である。ほかにもう一つ事業があり、障がい者自立支援のシステム改修委託料が140万4,000円、国の補助率が2分の1で70万2,000円、合計して107万9,000円ということである。国の補助金の計算にはあくまでも補助率があり、100%ではないということがあるが、たまたま似たような数字が出ているということである。
- 塚原副委員長：歳入の補助金の行方についてはわかった。今後、手話通訳者の免許取得のための同行については、どのような基準で。この事業の中でこういったことがあるということは、今初めて伺ったことなのだが、国が新たにこうした政策を取り入れて始まったものなのか。今後、要望があれば誰でも免許取得に当たりこのように同行してもらおうことができるのか。
- 社会福祉課長：こういった制度自体は以前からあり、申請していただければどなたでも利用できるということになっている。

- 塚原委員：教習所のほうが了承すれば、補助をしていくということによいか。
- 社会福祉課長：教習所に限らず、必要があれば対応できる。

3款1項7目 ゆうゆう館費

- 野田委員：ゆうゆう館改修事業300万円のうち、200万円の工事請負費が計上されているが、改修工事の内容を伺う。
- 社会福祉課長：ゆうゆう館は来年度から指定管理者制度の導入を予定している。それに伴い、組織が変わり事務所機能が移転することになり、電話やLANケーブルなど、諸々の設備を移転するための費用となる。また、指定管理者候補から、パーティションの設置など部屋の改修が必要という話があり、その費用も考えている。
- 野田委員：承知した。この補正予算と直接関係ないのだが、厨房設備がかなり老朽化しているということなので、これから先の改修計画があれば説明願いたい。
- 社会福祉課長：具体的な改修の年次は申し上げられないが、厨房設備もかなり老朽化しているということで、改修計画の項目としては位置づけている。そう遠くない時期なのかなと考えている。
- 野田委員：そうすると次年度の予算書には記載がないと理解してよいか。
- 社会福祉課長：次年度も含め、そう遠くない時期に検討はしているところである。

10款5項5目 公民館費

- 小谷野委員長：南河内公民館の大規模改修に110万円の補正が計上されているが、内容の説明を願う。
- 生涯学習文化課長：現在、大規模改修工事を施工中であるが、その工事の変更に伴い補正するものである。変更内容は、1点目は身体障がい者用のトイレのドアである。気密性確保の観点から、現在のアコーディオンカーテンから引き戸に取りかえる。2点目は入り口付近のアプローチの天井である。老朽化しているため、天井を張りかえる。これらが主な内容である。
- 小谷野委員長：これらは当初の見積もりには入っていなかったのか。
- 生涯学習文化課長：当初の設計には入っていなかった。

10款6項1目 保健体育総務費

- 高山委員：保健体育総務費の中で、全国大会等出場者激励金があるが、どのような種目でどこの中学校が行ったのか伺う。
- スポーツ振興課長：本市ではスポーツ活動において優秀な成績を収め全国大会等に出場する選手に対し大会出場を激励するために、従来は助成金と言っていたが、28年7月の要綱改正により激励金と改めて、申請者に交付している。

国際大会においては激励金のほかに優秀な成績、具体的には3位以上の成績を収めた選手をたたえるために、褒賞金として申請者に交付しているところである。今年度は、本市出身の柔道男子60キログラム級の高藤直寿選手が、ハンガリーのブダペスト大会で開催された世界柔道選手権に出場し、金メダル・優勝となり激励金10万円、褒賞金30万円の計40万円を支出したところである。なお、この褒賞金の30万円については、当初予算に計上していないため今回補正をお願いするものである。今年度の上半期は、申請が例年より増加傾向にあり今後見込まれる激励金の不足が予想されるため、前年度の実績を考慮し、43万円の増額をするものである。なお、先ほどの高山委員からのご質問の、本市の各種大会等の出場者の交付状況については、本日資料を持参しているため委員長のお許しがいただければお配りする。

－ 資料配付 －

29年度の11月27日現在の激励金となっているが、褒賞金も含まれた激励金等の交付状況である。市内中学校での運動部等の学校教育活動の一環については別の助成をしており、それを除く、小中学校・大学・一般等の市内出身の方の団体名、選手・氏名等が書かれている。左側の大会名をご覧いただければ分かるかと思うが、全国大会、関東大会、国際大会といった区分けになっている。なお、申請には団体の方もおるため他何名という形で明記されている。現在このような状況で各種各層の方が申請されていることがわかるかと思う。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第64号 平成29年度下野市介護保険特別会計補正予算（第2号）

質疑・意見

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第69号 下野市都市公園条例の一部改正について 【所管関係部分】

質疑・意見

○野田委員：グリムの館の売店及び飲食店施設使用料について、「売上高の3%以上10%以下において市長が定める額」とあり、かなり変動の幅があると思うが、概ねどの程度のパーセンテージを想定しているのか。

●生涯学習文化課長：事業運営者については、今後財団の選定委員会等を経て、

最終的には市で決定することになる。その中で、財団と市とで協議しながら具体的な率については決定したいと思っている。また、同等の施設として、今回の条例にも出ている、夜明け前の古民家カフェもあるので、その辺を参考に決定していきたい。

○野田委員：古民家カフェにしる、グリムの館の売店及び飲食店にしる、いくら経営努力をしても、採算ベースに乗せることは非常に難しい面があると思うので、その辺を勘案・斟酌しながら、なるべく持続できるような形にしてほしい。

●生涯学習文化課長：委員が言われるように、当初においてはまだ経営が安定しないということもあるため、幅を持たせたという経緯がある。これから事業計画や収支予算書等を提出していただくことになると思うので、それらを勘案しながら決定したい。

○塚原副委員長：夜明け前にしても、グリムの館にしても、いつもたくさんの方が集まっているわけではなく、人が集まるのはイベントがある時だけである。その時だけでは採算が取れないと思うので、魅力あるレストラン、人を引き付ける料理のメニュー、昼間女性が集まってランチをいただけるような、何か新たな趣向を考えないと。これだけの金額をかけるのだから、イベントの時だけの施設にならないよう、民間感覚でしっかりと運営していただきたいと思う。

●生涯学習文化課長：委員ご指摘のように、お菓子の家 ードームハウスという印象的な建物ができるので、そういった特色を生かしたイベント等を計画しながら運営にあたるよう努めてまいりたい。

○小谷野委員長：今回控室が増設され、今まで図書室として利用していたスペースがなくなってしまった。グリムの館には貴重な童話等があるが、現時点では廊下の棚に並んでいるような状態になっている。市民や来館者に絵本等を見てもらうようなスペースについて、今後どのようにする考えか伺う。

●生涯学習文化課長：今回、地方創生拠点整備交付金を活用して、お菓子の家等の整備を行っている。その交付申請をする際に、図書コーナーについては1階の、現在売店があるところに移設するという形で申請している。ただし、売店についてはお菓子の家が完成してからでないと移転ができないため、お菓子の家の完成に伴って、これから整備していきたいと考えている。また、2階の部分について、喫茶コーナーも含めて有効活用を図っていきたいと考えており、グリムの館全体的に活用方法を検討していきたい。

○小谷野委員長：いまの売店は、事務所の前にあるところでよろしいか。その南側に資材置き場、ピアノ等がしまっているスペースがあるが、そこでは少し厳しいかと思う。喫茶室関係と絡めてという説明もあったが、貴重な絵本も数多くあるので、十分に利用できるよう検討していただきたい。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第71号 下野市保健福祉センターゆうゆう館における指定管理者の指定について

質疑・意見

- 高橋委員：ゆうゆう館を指定管理するに当たり、施設改修のほかには、指定を受ける候補者からの要望はどのようなものがあったのか。
- 社会福祉課長：今のところでは、施設改修の要望のみである。運営の相談等については、指定管理者が確定した後に随時行っていきたい。その中で仕様なども決めなくてはならないので、そういった打ち合わせの中で要望があれば、できる限り受けていきたいと考えている。
- 高橋委員：食堂をやっている業者からの要望はなかったか。
- 社会福祉課長：もしかすると指定を受ける側のほうに要望が来ているのかもしれないが、今のところ直接市のほうへはいただいている。この後、いろいろな打ち合わせの中でいただくものと考えている。
- 高橋委員：ふれあい館はきちんと整備して指定管理者に渡しているのに、ゆうゆう館は要望しても今年は予算がないと言われた、という話も聞いた。後で要望があったら、設備のほうもよろしくお願ひしたい。

- 塚原副委員長：ふれあいホールについて、現在は業者による売店が入っており、そのスペースがどんどん広がってきている。当初は、町の保健センターと位置付け、清潔に保つべきところであるので、物品を販売するところではなかったが、いつの間にか売店が広がってきている。あの場所を、現在、どのような金額で貸し付けをしているのか。現在はなんでもかんでも売っているという状況であるが、指定管理した後は、指定管理者の意向できちんと条件を付けたら、販売する品目についても監修をしていただきたいと思うが、その辺について伺う。
- 社会福祉課長：議員ご指摘の内容については、何回かそういった話を伺っている。今後、指定管理者が決定すれば、その辺の話も伝えさせていただき、最良の対策がどういうものであるのか、また当然、指定管理ということで収益も上げなくてはならないと思うので、その辺も含めて打ち合わせをしていきたいと考えている。現在はゆうゆう振興会という団体に貸し出しをしており、全体で年額270万円ほどの使用料をいただいている。今後は指定管理者が管理運営をするので、その中でどのように決定していくのかということで相談があるかと考えている。

○塚原副委員長：保健センターでもあるので、収入があればどのようなことをしても良い、ということには決してしないでいただきたい。清潔感があるフロアにしていただきたい、ということ強く要望したい。ひとつ提案であるが、奥のほうに、ガラスのほうの、かなり広いところがあるが、ああいったところを売店にすればいいかと思う。人が通って一番売りやすいと思うので。ということで、業者に対して指導を徹底していただくようお願いする。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第72号 下野市ふれあい館における指定管理者の指定について

質疑・意見
なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第76号 グリムの森・グリムの館における指定管理者の指定について

質疑・意見
なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

要望すべき事項
なし

— 執行部退席 —

請願第1号 日光道中の一部赤道の市道化による歴史文化財としての利活用を求める請願

[請願者の趣旨説明]

- 請願者：日光道中の一部赤道の市道化による歴史文化財としての利活用について、今回請願した理由から説明する。徳川幕府の命により1604年から東海道を含む5街道の整備が進められた。奥州街道を含む日光街道もその一つとして整備がされてきた。明治17年、現国道4号線が整備されるまでの約300年の間、将軍家の日光社参、各大名の参勤交代、あるいは一般庶民の経済活動などに使われてきた。明治17年の整備の時に直線的な整備がされたので、旧日光道中の一部が切り離されて消滅をしている。幸いにも下野市には小金井一里塚、これは日本橋から22番目、それと下石橋の一里塚、これが23番目であるが、これらが連続して現存している。その一里塚を、俗称は笹原街道と言っているが、旧日光道中がしっかり結んでおり、これは他に類を見ない。このように歴史的な文化財としての貴重な旧日光道中が一部赤道となり、雑木林化して忘れ去られようとしている。この赤道を市道化し整備するとともに、下石橋一里塚の保護に取り組み、文化財としての日光道中の維持管理をしつつ、観光資源として利活用を図りながら後世に残していく責任がある。しかるべき対応を講じるよう請願する。要旨として添付書類の資料にも付けてあるが、旧日光街道の赤道となっている箇所、市庁舎の駐車場となっている南側、100メートルちょっと残っていると思う。北は倉井食堂裏から消防署裏までの区間、これが現在赤道となっていて、特に倉井食堂から北側は雑木林となっていることである。これを車は通れなくても人が通れる遊歩道に、しっかり整備していただきたいということである。2点目は、下野市歴史文化基本構想の中にも下石橋一里塚の調査と保護ということで明文化されている。下野市都市計画マスタープランを昨年見直して改定されたが、石橋南部地区の地区別構想の5番目に歴史文化遺産等の保全活用ということで、その中にも下石橋一里塚の保全活用とうたわれている。点で文化財を保存しても何も意味がない。日光道中がつなげる、現存しているというところに価値があるので、日光道中の赤道となっている部分を遊歩道としての整備をお願いしたいということである。

質疑

- 高橋委員：勉強会もしており現地を見てきたが、確かに雑木林である。この赤道は文化財の所管には入ってこないの、道路管理者と観光資源として商工観光課との協議が必要ということであったと思うが、この点が改めて赤道と文化財との切り離しになるのかどうか。確かに雑木林で遊歩道が欲しいかもしれないが、教育福祉ではなく道路関係だということだったと思うが。
- 小谷野委員長：これは、赤道の市有化と整備に関しては当委員会の管轄ではな

いが、あくまでも歴史文化財としての利活用を求める請願という形を受けたので、当委員会で審査させていただいている。議長から当委員会に付託されたので、歴史文化財の一部としての位置付けと利活用を求める請願ということ を重視し、当委員会で審査したいと思う。

- 高山委員：下野市の歴史文化基本構想の中にもこの地域は入っているわけだが、現在は大きな事業をやっているの、おいおいやっていく将来的な計画の中に入っているのだと思う。歴史的文化遺産として大事なの一里塚ではないかと思う。一里塚を文化遺産として位置付けをして、後ろにいろいろな要望があったような道中の整備については、おいおいこれからの長い計画の中でやっていく状況になるかと思う。今すぐ、早急にとということにはならないのではないかと思うが、皆さんはいかがか。
- 小谷野委員長：この時間は提出者への質問を受けたいと思う。この後、審査を行うので。せっかく参加していただいているので、提出者への質問等をしていただきたいと思う。
- 柳田委員：赤道は公道ということによろしいか。これは本来、役所で管理するものだろうが、請願者の方がボランティアでやるっていうのは。
- 小谷野委員長：結局、それを請願として整備してくださいというお願いをされているわけである。

— 説明終了 —

意見

- 高橋委員：勉強会では、塚に関しては県の教育委員会と文化庁に、調査と法に関する協議を進めたいとあり、いくらか文化財のほうでも保護のことは考えていると思うので、今すぐにとはおそらくいかないだろうし、調査を進めてその状況に応じて文化財審議会にて判断されるということなので、今緊急にとというわけにはいかないと思う。趣旨はわかるが、県の教育委員会と文化庁とで調査と保護に関して進めたいとしているのだから、市の教育委員会でも将来的には考えているのではないかと思う。今すぐにはできないということであるから、趣旨採択でいいような気がする。赤道の道路に関する整備は、建設課になってくるのではないかと思う。
- 高山委員：先ほどの趣旨説明で大分理解はしたのだが、歴史文化基本構想の中で保存活用の方針が決まっているとのことであり、早急な整備はできないが、一里塚においては趣旨採択としたい。所管課では抱えている事業が多すぎるとのことであるので、おいおい時期を見ながら、時間はかかるかもしれないが、整備がされていくのではなかろうかと思っている。私は、今回は趣旨採択とし、一歩進める段階にしておきたいという意見である。
- 野田委員：私は、本請願に対しては全面的に賛同する。私の自宅の西側にはま

さに旧奥州街道が通っており、例えば「司馬遼太郎の街道をゆく」などの団体の方がたくさん歩いている。今の時代は、歩いて歴史をおもひかえるような趣味の人が多と思うので、奥州街道をなるべく復活させるというような方向は多に賛成である。街道というのは人とか物とか情報とかが行き交った場所であり、そのような位置づけを持っているわけで、この趣旨には賛同するものである。しかしながら、高山委員が言われたように、事務方の話では、下野市にはいろいろな懸案事項というか、実際に着手している事案、一下野薬師寺跡、国分寺跡や尼寺などの史跡整備、児山城跡についての調査、兜塚古墳出土埴輪等の修繕など、非常に事務事業が錯綜しているとのことであり、私としても趣旨採択とするのが一番いいのかなと思っている。

○柳田委員：野田委員が言われたように、昔からの道であるので整備していただきたいと思う。また、一里塚は保存状態が非常に良いようなので、これはこれで大切に守っていききたい、保存をしていただきたいと思う。高山委員が言われたように、いろいろと問題があるようなので、趣旨採択がよろしいかなと思う。

○塚原副委員長：文化財課の説明によると、いろいろな文化財の事業がある中で、現在事業を進めていくのには非常に無理があるということをやみ取ることができた。教育の部署だけでは無理ということで、経済建設の部署との話し合いを進めていかなければ、これに関する確たる考え方は決着がつかないということである。私も安易に採択はできないという考えである。というのは、これを実施するにあたって、どれだけの予算がかかって、どれだけの年月がかかるかわからないということがあり、私は、採択は難しいかなということをや、今は言わざるを得ない。

○小谷野委員長：この委員会のメンバーになってから、提出者の方には児山城の整備に関する請願をいただいたが、今ようやく児山城の調査が始まった段階で、これから数年かけて調査をしていかななくてはならない状況である。また、下野市歴史文化基本構想という計画自体が、下野市にある歴史文化財をすべて拾い出していこうということで、取り残しがないようにということをつくった計画であると思う。当然、このしっかりとした基本構想がなければ、国等の文化財関係の補助金もいただけないということや、そのために急遽昨年まとめたものが基本構想である。その中にも一里塚がしっかり載っているし、文化財課でも決して整備をしないということではないと思う。ただし、今の状態が保たれているというのは、逆に、車も入れない状態になっているので、あの状態が確保されているのかなと、きょう現地を見て思ったわけである。やはり今、東の飛鳥プロモーションという形で、薬師寺跡、国分寺跡、国分尼寺跡のほうにかなりの労力を使って文化財課が動いている最中であるので、あれもこれもということやるといよりは、計画を持った形で一つ一つやっていくことのほうが、結果的には早く進んでいくのではないかという思いがして

いる。その辺も踏まえ、皆さんからは趣旨採択という意見がかなり多かったように思うが、ほかの意見はあるか伺う。

○野田委員：この請願が教育福祉常任委員会に付託された要件は、日光道中を歴史文化財としての利活用を求めるということであるから、赤道を市道化するという点については当委員会の所管外であるという観点であると、一請願者からすれば、どこの委員会に付託されてどのような審査をされるかは管轄外であるのだから、非常に失礼ではないかというふうに思っている。そういう意味から、歴史文化財としての利活用をを求める請願というふうに大筋を捉えて、そういう意味から趣旨採択とするのが穏当ではないかと思う。私個人の立場としては、赤道は昔の道幅ではなく昔の面影も留めないような現状ではあるが、人が通れるくらいには整備して、立札を立てるなどの整備をすべきだとは思いますが、ほかの事務事業との絡みで将来的な課題ということになるのかもしれない。しかしながら、くどいようであるが、歴史文化財としての利活用をを求める請願という内容で捉えて、趣旨採択というのが妥当ではないかと私は思う。

○小谷野委員長：趣旨採択すべきというのが大半の委員の意見であるが、ほかの意見はいかがか。

○高橋委員：先ほど野田委員も言われたが、赤道が通り歩きできるだけのという話になると、所管が違ってきてしまうので、私は趣旨採択である。確かに、リュックサックを背負って歩いている人がいるので、通路ができれば一番いいが、これは所管が違うということであるので。

○小谷野委員長：先ほども説明したと思うが、提出者の意見としては、小金井一里塚が国指定の文化財の指定を受けている、それで、次の一里塚が下石橋の一里塚だという提案である。トータルして言うと、赤道を遊歩道的に整備してほしいということも一つではあるが、それを歴史的文化財として、市として今後活用していただきたい、というのが請願の趣旨であると思う。そういうことで当委員会に付託され、今、審査をしているわけである。これは所管外だからという話ではないと、私は思っている。それも含めた形で、歴史的文化財の一つとして活用していただきたいというのが提出者の意見であると私は受け止めているので、当委員会には関係ないという話はあまりしていただきたくないと思うし、また一里塚を生かしたという形で、遊歩道的なものを整備できれば理想的だとは私も思う。しかしながら、今の状況ですぐに取りかかれるかと言ったら、かなり厳しい問題だとは思いますが、だからと言って不採択にはしたくないという思いがあり、皆さんの意見としては、賛同しつつも時期的に今すぐには厳しいのではないかとということで趣旨採択という意見である、と受け止めている。趣旨採択以外の意見の方がいれば、挙手をお願いしたい。

○塚原副委員長：請願に対する頭書きのやり方が残念である。赤道一本に絞らないで、一里塚を活用するための赤道の市道化整備、という形にもっていくと非

常に要望が引き立ってよかったのかなと思う。本当に言いたいことはそこなのだろうが。文章を読めばわかるが。文化財課にも相談なせずにこれを出されたと思うので、赤道の整備ということへの思いが強かったのかなと思う。思いを酌ませていただいて、趣旨を採択ということで私もさせていただく。

○小谷野委員長：すべての委員が趣旨採択という意見だと思うが、趣旨採択という形よろしいか。

(はい、という声あり)

— 採決 —

採決の結果、全会一致により、趣旨採択すべきものと決す。

5. その他

なし

閉 会